

議案第 26 号

日出町税条例の一部改正について

日出町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町税条例の一部を改正する条例

第 1 条 日出町税条例（昭和 29 年日出町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」

に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第9項」に、「第8項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の3の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場

合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の5に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」とい

う。)」を加え、同条に次の３項を加える。

- ２ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	１，０００円
第２号ア(ウ) a	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
第２号ア(ウ) b	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

- ３ 法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	３，９００円	２，０００円
第２号ア(ウ) a	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円
第２号ア(ウ) b	３，８００円	１，９００円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由と

して国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 日出町税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 1 条のうち日出町税条例第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第

8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日

(2) 第 2 条中日出町税条例第 24 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 4 月 1 日

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の日出町税条例（次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき日出町税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

第 3 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の日出町税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の町民税については、

なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の日出町税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の日出町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理 由

地方税法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。